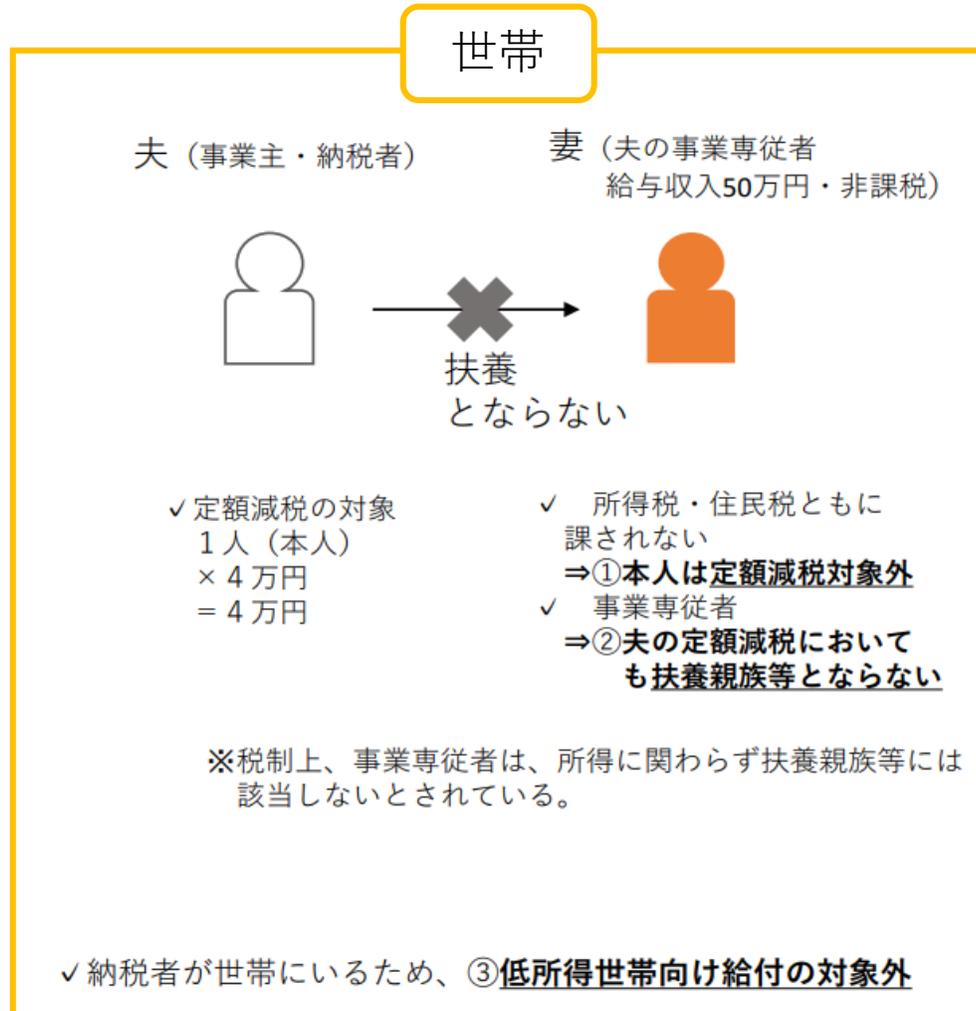


# 例 1

納税者である夫が個人商店を営んでおり、妻が事業専従者。  
妻の令和 6 年分所得税、令和 6 年度個人住民税所得割がどちらも 0 円の場合。



①令和 6 年分所得税、令和 6 年度個人住民税所得割が  
どちらも 0 円のため本人として定額減税対象外

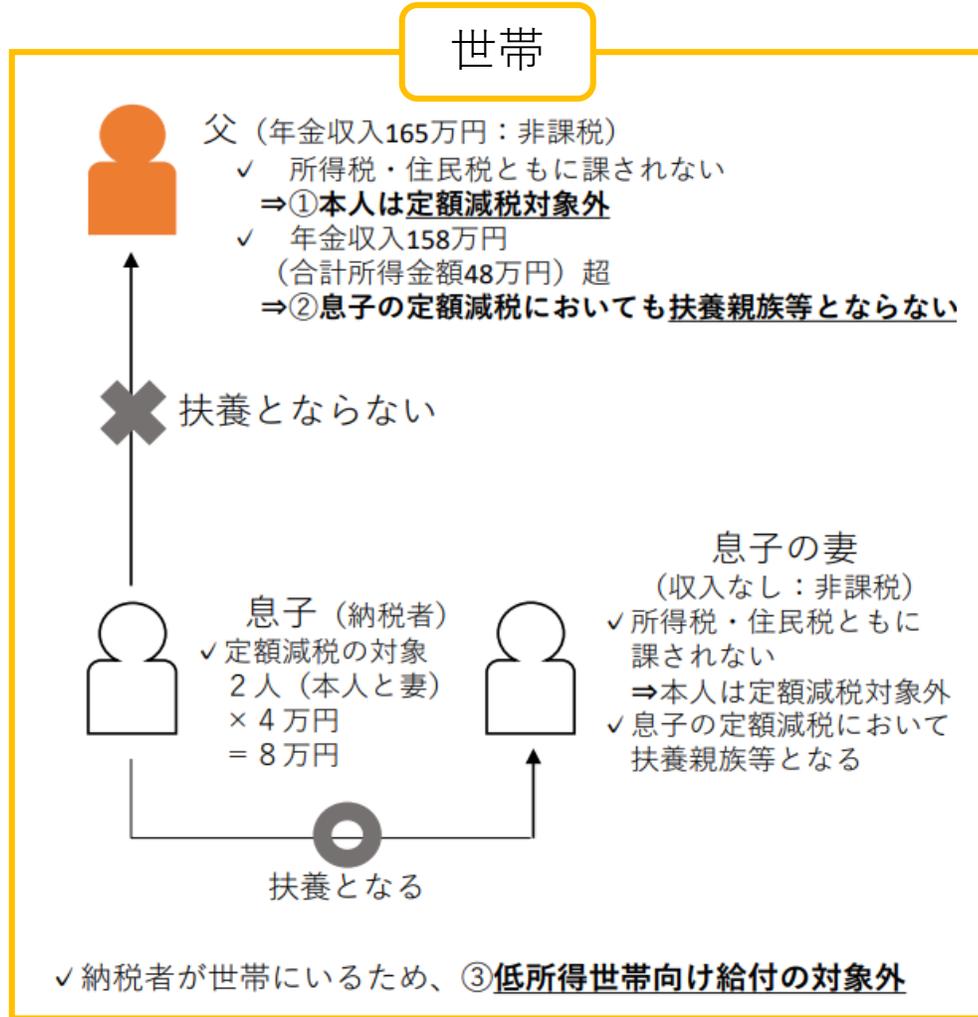
②事業専従者のため、夫の扶養親族となることができ  
ない

③夫が納税者であるため、非課税・均等割のみ課税世  
帯に行われていた、低所得世帯向け給付金の対象外

妻は、不足額給付 II (4 万円) の給付対象となる

## 例 2

高齢者である父は年金収入があり合計所得48万円を超えているが、障がい者であるため令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割がどちらも0円。納税者である息子と同世帯の場合。



①令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割がどちらも0円のため本人として定額減税対象外

②合計所得金額が48万円を超えているため、扶養親族となることができない

③息子が納税者であるため、非課税・均等割のみ課税世帯に行われていた、低所得世帯向け給付金の対象外

父は、不足額給付Ⅱ (4万円) の給付対象となる

### 例3

①令和5年所得において、扶養親族として住民税の定額減税の対象だったが、令和6年所得において青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万超のいずれかであったため、扶養親族として所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

→**所得税の定額減税対象分（3万円）について、不足額給付Ⅱの対象となる。**

（ただし、当初調整給付の対象となっていた場合（扶養親族等を含む。）は、所得税の定額減税対象分から、当初調整給付の額を控除した額（扶養親族等として加算される者として受けた額を含む。）について、不足額給付Ⅱの対象となる）。

②令和5年所得において、青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万超のいずれかであったため、扶養親族として住民税の定額減税の対象から外れたが、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であり、扶養親族として所得税の定額減税の対象になった場合

→**住民税の定額減税対象分（1万円）について、不足額給付Ⅱの対象となる。**

③令和5年所得において、青色事業専従者、事業専従者（白色）、合計所得金額48万超のいずれかで、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族としても所得税の定額減税の対象から外れてしまった場合

→**所得税の定額減税対象分（3万円）のうち、当初調整給付の額を控除した額について、不足額給付Ⅱの対象となる。**